

拠点性をもった公立保育所等の施設機能の検討について

1 概要

旧川原小学校を活用した統合園の整備にあたっては、市域全体の受け皿として、通常の教育・保育機能に加え、特別保育（一時預かり、休日保育、病後児保育）、誰でも通園制度、特性のあるこどもたち（障がい児、医療的ケア児等）への対応やこどもと保護者の交流（子育てサロン等）の場づくりに取り組むこととしている。

また、研修機能として保育士が交流できる研修拠点機能の設置、保育機能と連動した研修体制の整備、小学校などの学校教育機関との連携にも取り組むこととしている。この方向性を踏まえ、具体的な施設機能の考え方を下記のとおり取りまとめる。

2 施設規模について

(1) 現在の施設利用者数（R4～R8 実績）及び将来の利用見込（R9～R13 推計値）

（各年度4月1日基準）

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
西部保育園	82	73	74	77	79	81	75	71	72	72
川原保育園	41	50	45	50	42	41	42	41	40	38
合計	123	123	119	127	121	122	117	112	112	110

※R9～R13の推計値はこども計画（R7～R11）の需要見込を基に算出

⇒ 西部保育園、川原保育園の利用者数は、今後5年間で110人前後まで減少することが想定される。

(2) 施設規模の目安

- ・現在の2園の定員は西部保育園が110人、川原保育園が60人となっており、2園合計のR8利用者数に対する充足率は約7割となっている。
- ・今後、少子化が進展する中で、上記の利用見込を踏まえると、将来的な施設利用者数は110人前後で推移することが想定される。
- ・一方で、施設の全市的な拠点としての役割を踏まえ、多様化する保護者ニーズに応じた途中入所の受入れや、特性のあるこどもたち（障がい児、医療的ケア児等）の利用増加に対応する施設規模の確保が求められる。

⇒ 統合園の施設規模は、将来的な利用者数【約110人】をベースに、拠点性のある施設利用を想定して必要数【約10～30人】を踏まえた範囲を目安とする。

3 教育・保育機能について

(1) 通常教育・保育機能

施設規模を踏まえ、通常保育・教育の年齢毎の部屋数は下記を想定。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
部屋数	1	2	2	2	1	1	9

(2) 特別保育等の機能

こどもたちや保護者の状況に応じた受入れ体制を確保するための施設機能が必要。

- ・病後児の受入れ対応⇒専用室の設置。（1部屋を想定）
- ・医療的ケア児の受入れ対応⇒専用室の設置。（1部屋を想定）
- ・誰でも通園制度、一時預かり、休日保育、子育てサロン等への対応⇒多目的スペースの設置。（1部屋を想定）
- ・体調がすぐれないこどもへの対応⇒保健室の設置。（1部屋を想定）
- ・重度のアレルギー食への対応⇒調理室内への専用調理スペースの設置。
- ・障がい児、医療的ケア児等のためのバリアフリー対応⇒スロープ、昇降機等の設置。

※(1)、(2)を踏まえた場合、統合園全体の部屋数は13部屋を想定。

4 研修機能について

保育の質の向上を図るため、多様な保育ニーズに対応する保育士の研修・交流の場としての機能が必要。また、当該機能を統合園と一体的に整備することで、保育機能と連動した研修体制の確立を目指す。

- ・市及び高岡市保育士会が実施する座学の研修会（年間 50 回程度）や幼保小の架け橋プログラムを踏まえた学校教育機関との合同研修会への対応⇒30 人～70 人程度が利用できる会議室の設置。（3～5 部屋を想定）
- ・こどもの遊びや運動を学ぶ実技研修会や講演会等を含めた大規模研修会への対応⇒多人数が収容可能なホール機能の設置。

5 統合園のあり方

全市的な拠点として、セーフティネット機能の役割を担い、多様化する保育ニーズに対応するため、統合園には上記に記載の施設機能の確保と併せて、保護者の実状に応じた柔軟な対応が求められる。このため、施設利用における保護者の選択肢を広げるという観点も踏まえ、統合園は認定こども園として整備する。